

早稲田大学大学院文学研究科紀要掲載論文執筆要項

【1】論文

(1) 掲載される論文の割当字(語)数は、以下のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---------|--|
| ①教員論文 | 和文・中文論文 | 全角 10,000 字以上 20,000 字以内(ただし半角英数字は 2 字を 1 字とする) |
| | 欧文論文 | 半角 20,000 字以上 40,000 字以内(ただし全角文字は 1 字を 2 字とする)
または 6,000 語以上 12,000 語以内 |
| ②学生論文 | 和文・中文論文 | 全角 10,000 字以上 20,000 字以内(ただし半角英数字は 2 字を 1 字とする) |
| | 欧文論文 | 半角 20,000 字以上 40,000 字以内(ただし全角文字は 1 字を 2 字とする)
または 6,000 語以上 12,000 語以内 |
| ③優秀修士論文概要 | 和文・中文論文 | 全角 4,000 字以内(ただし半角英数字は 2 字を 1 字とする) |
| | 欧文論文 | 半角 8,000 字以内(ただし全角文字は 1 字を 2 字とする)または 2,400 語以内 |

◆図表や写真等は、必要最小限の利用にとどめること(図表・写真等は論文の割当字(語)数には含めない)。多量の図表、写真を必要とする場合には、論文題目届提出時に申し出て、紀要編集委員会の許可を得ること。

(2) 掲載論文は、未発表のものに限る(他誌に発表、掲載、あるいは投稿されていないものとする)。

(3) 掲載された記事の内容に関する責任は、著作者が負うものとする。

【2】掲載論文執筆者の資格

執筆者の資格は、「掲載論文等に関する規定」第3条に従うものとする。

【3】使用言語

原則として日本語・英語・フランス語・ドイツ語・ロシア語・中国語のいずれかとする。

【4】掲載論文の提出・作成方法

(1) 提出方法は以下の通りとする。

- | | |
|-----------|---------------------|
| ①教員論文 | MyWaseda 申請フォームでの提出 |
| ②学生論文 | MyWaseda 申請フォームでの提出 |
| ③優秀修士論文概要 | MyWaseda 申請フォームでの提出 |

※申請フォームの閲覧開始時期、提出方法は、文学学術院事務所から連絡する。

(2) 原稿データは原則 Microsoft Word で作成し、MyWaseda 申請フォームにて、論文題目届(所定書式)とともに提出すること。ただし、図版等掲載のためにデータ容量が 30MB を超える場合は、別途大容量ファイル送信サービス(WeTransfer、Firestorage 等)によって提出することを可とする。

(3) タイトル・注記も、本文と同じく所定字(語)数に算入すること。なお、原稿の注表記(脚注または文末注)は、著作者が定めることとする。

(4) 原稿中で特に指定の必要な箇所は、指示内容を別データで作成し、提出すること。

(5) ペルシャ語・ヘブライ語などの外国語はローマ字化すること。

(6) 図版はできる限り解像度の高いファイルを提出すること。

(7) 優秀修士論文概要は、あらかじめ指導教員の閲読を求め、その指示にしたがって修正し、校閲されたものを提出すること。

(8) 和文による論文には欧文題名および執筆者氏名のローマ字書き、欧文による論文には和文題名および執筆者氏名のローマ字書きを添えること。

◆欧文題名については、各コースに校閲を願い、修正・変更をすることがある。

(9) 提出期限を厳守すること。

【5】著者校正

著者による校正は2校までとする。校正段階での内容訂正は原則として認めない。

【6】抜き刷り

論文の抜き刷りは教員論文 50 部、学生論文 50 部を作成する。50 部を超える部数を希望する執筆者については、その超える部数分の実費を徴収する。なお、優秀修士論文概要については、抜き刷りは作成しない。

【7】引用資料の著作権の扱い

論文執筆者は、自らが著作権を有しない報告・資料・図版などを引用するに際しては、著作権法が定める引用の条件に則って行うものとし、それ以外の場合には、その著作権所有者の許諾を得なければならない。

【8】経費

掲載論文執筆に必要な諸経費は、論文執筆者本人の負担とする。

【9】付則

- (1)この執筆要項の改訂は、紀要編集委員会の議決による。
- (2)この執筆要項は、2003年6月18日から施行する。
- (3)専攻名変更にともなって、【3】使用言語の言語表示を変更した(2004.5.18)。

付則:2004年9月16日一部改訂

付則:2007年3月2日一部改訂のうえ2007年4月1日より適用する。

付則:2010年4月21日一部改訂

付則:2010年5月19日一部改訂

付則:2012年5月30日一部改訂

付則:2013年4月24日一部改訂

付則:2014年4月23日一部改訂

付則:2016年4月27日一部改訂

付則:2017年4月26日一部改訂

付則:2018年4月25日一部改訂

付則:2019年4月24日一部改訂

付則:2021年4月28日一部改訂